

第7回「労働団体法 ③組合活動 B：日常活動」

2024.05.01. 佐藤

はじめに

1)前回のまとめ

1.内容：〈論点〉便宜供与(組合事務所貸与)の廃止と団結権侵害の成否

〈法〉労組法2条・7条、権利義務関係の規定ではない、日産事件最判(労使合意+差別禁止)、

〈諸説〉組合保障論・労使合意論

2.Reading Assignment に関する設問についての解説

①市に不当労働行為意思があれば

②継続した供与の打ち切りと初めて供与を行なうことを不許可にする場面

2)Reading Assignment に関する設問

以下の設問に対する解答を、自己点検用紙に書きなさい。

①辻村教授は、許諾説を採用する国鉄札幌駅事件最高裁判決が、致命的な論理矛盾を有する点は何であると述べているか。

②辻村教授は、組合バッチ着用に対して着命命令を下しえるのはどのような場合のみであると述べているか。

本日の課題：R.A.解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

\* 具体的論点

1)リボン闘争(就業時間中の組合活動) → 債務不履行(労働契約違反)になるか否か

関連判例：大成観光(ホテル・オークラ)事件 最三小判・昭和57.4.13 :少数意見 vs.多数意見

オリエンタルモーター事件 最二小判・平成3.2.22

2)ビラ貼り(企業施設利用の組合活動) → 財産権侵害になるか否か

関連判例：国鉄札幌駅事件 最三小判・昭和54.10.30

住友化学工業名古屋製造所事件 最二小判・昭和54.12.14 (秩序乱さずと判断)

明治乳業事件 最三小判・昭和58.11.1 (同)

済生会中央病院事件 最二小判・平成1.12.11 (秩序違反と判断)

[参考文献] 日本労働法学会編『現代労働法講座 第3巻 組合活動』(1981年、総合労働研究所)  
片岡昇『岐路にたつ労働者の人権(補訂版)』(1999年、法律文化社)

[課題提出者数] 4/17 4/18 4/24 4/25 5/01 5/02 5/08 5/09 5/15 5/16 5/22 5/23

4回以上 23 26 24 29

3回生 74 79 73 72

合計 97 105 97 101

[自己点検]

1)Reading Assignment に関わる問題への解答

2)自己点検 a)講義の論点 b)論点にかかわる法状況 c)論点についての諸見解

3)自由記述 a)講義に関する質問 b)その他

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働団体法 ④団体交渉 A：並存組合」

講義テーマ：多数派組合を少数派組合より優遇することは認められるのだろうか

教科書の該当部分：第4章「団体交渉」「I 意義」直接に関連するのは p.85-p.88

Reading Assignment：國武輝久「組合並存状態と不当労働行為」

『講座21世紀の労働法 第8巻』(有斐閣、2000年) 225頁以下